

平成22年度税制改正においては、「グループ法人税制」が創設されることになっています。本制度は、資本の一体性を有するグループ経営の実態に即した課税を実現する観点から新たに設けられた制度で、その改正項目は多岐にわたっています。本制度の創設により、経営目的や戦略に基づくグループ内資産の最適配分をこれまで以上に機動的に行うことが可能となります。

今回と次回の2回に分けて、「グループ法人税制」の主要な項目について解説していきます。

「グループ法人税制」とは

「グループ法人税制」は、**100%資本関係のある全法人**に対して**強制適用**となります。

グループ内取引等に係る主な改正事項

- ①100%グループ内の内国法人間の**資産譲渡取引等の損益繰延べ**
- ②100%グループ内の内国法人間の**寄付金の取扱い**
- ③100%グループ内の内国法人間の**受取配当等の益金不算入における負債利子控除の適用除外**
- ④100%グループ内の内国法人間の**現物分配(みなし配当含む)の損益の繰延べ**
- ⑤大法人の100%子会社に対する**中小企業特例の適用除外**
- ⑥100%グループ内の内国法人間の非適格株式交換等の見直し
- ⑦100%グループ内の内国法人の自己株式取引に係る見直し
- ⑧無対価組織再編成に係る処理の明確化

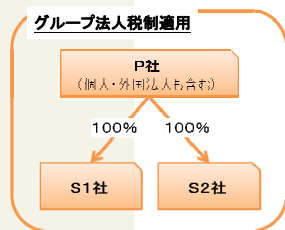
100%グループ内法人とは

100%グループ内法人とは、ある者(内国法人・個人※・外国法人)によって**完全支配関係**(原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係)にある法人をいいます。

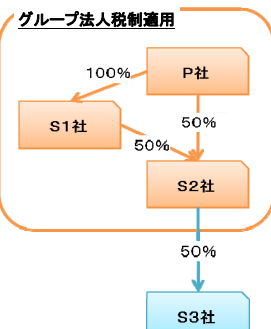
100%グループ内法人の資本関係の頂点である株主には制限がありません。(下図参照)ただし、**発行済株式数5%未満の従業員持株会等**は完全支配関係判定からは除外されます。

■完全支配関係にあるグループ内法人(例)

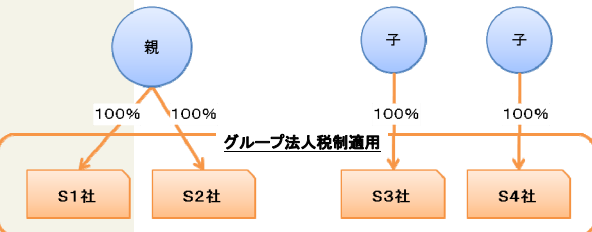
《グループA》



《グループB》



《グループC》

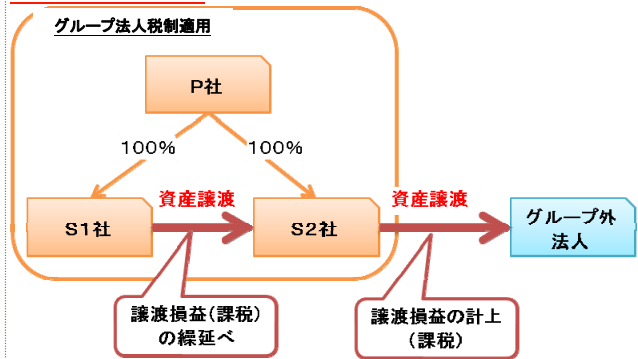


※特殊の関係にある個人

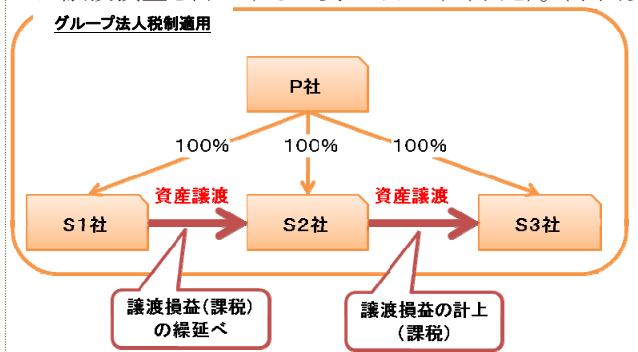
1. 株主等の親族(6親等内血族・配偶者・3親等内姻族)
2. 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係のある者
3. 株主等(個人である株主等に限定)の使用人
4. 前3号に掲げる者以外の者で株主等(個人である株主等に限定)から受ける金銭等で生計を維持している者、5. 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

改正①100%グループ内の資産譲渡取引等の損益繰延べ

100%グループ内の内国法人間で行われる**資産※**の譲渡によって生ずる**譲渡損益**については、**その資産がグループ外に移転等されるまで**その課税が繰延べられます。(下図参照)



ただし、100%グループ内の企業間において譲渡し、譲渡損益(課税)を繰延べした資産を**グループ内企業で再譲渡**した場合には譲渡損益を計上する必要があります(予定)。(下図参照)



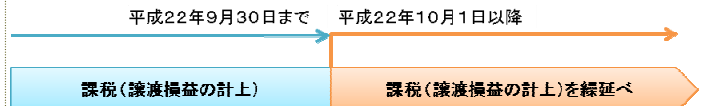
適用スケジュール

■ 現行(～平成22年9月30日)

グループ法人間の譲渡取引について、時価と簿価の差額が譲渡損益として計上される。

■ 改正後(平成22年10月1日～)

グループ法人間で資産の譲渡取引が行われた場合に生ずる損益について、その資産のグループ内再譲渡(予定)、グループ外譲渡等の時点までその譲渡損益の計上を繰延べる。



対象となる資産※の範囲

対象資産は、固定資産、土地、有価証券、金銭債権および繰延資産(棚卸資産、売買目的有価証券、帳簿価額1000万円未満の資産等を除く)

今回は、改正②100%グループ内の内国法人間の**寄付金の取扱い**、改正③100%グループ内の内国法人間の**受取配当等の益金不算入における負債利子控除の適用除外**について解説します。

※2010年5月10日現在の法令に基づき制作しています。

今後、税制改正等が行われた場合には、その限りではありません。

また、本資料に記載された情報に関しては信頼ある情報源から入手したものではありませんが、その正確性は弊社で保証するものではありません。

本資料に記載した内容に関して、いかなる損害が生じた場合でも弊社は一切責任を負いません。